

## 記載例

※あくまで記載例ですので、必ずしも記載されている対応を行うことを求めるものではなく、また、更なる対応を行うことを妨げるものではありません。

令和 年 月 日 (注1)

一般財団法人放送セキュリティセンター 御中

事業者名 (注2) ●●株式会社  
代表者名 代表取締役社長●●●●●  
担当部署 ●●部●●課  
業種 ●●業  
担当者 ●● ●●  
所在地 ●●県●●市●●  
連絡先 (TEL: ×××-×××-××××)  
認定個人情報保護団体への加入(有)・無  
(団体名: (一財)放送セキュリティセンター) )  
(注3)

業種については、総務省が公表している日本標準産業分類の大分類を参考に記載してください。

## 個人データの漏えい等事案の報告について

①報告種別	新規報告・続報(前回報告: 年 月 日)
②事案の概要	発覚日: 令和元年5月26日 発生日: 令和元年5月23日 (注4) 当社は放送業を中心とする一般放送事業者であり、加入申込データを共有ドライブにて管理しているが、空き容量不足により一部外部記憶媒体への保存を行っているが、ハードディスクが見当たらなかった。 R1.5.23 11:10 管理部署に所属する社員Aが過去の加入データを確認するため執務室で同部署の管理する外付けハードディスク(約1万人分の契約者情報を保存)を30分程度使用。 R1.5.24 14:30 同部署の社員Bが当該ハードディスクを使おうとするも所定の箇所に見当たらず、急ぎではなかったこともあり、紛失とは認識せず。 R1.5.25 11:40 社員Bが改めて当該ハードディスクを使用しようとするも見当たらず同部署所属の30人に確認したが、不明であったため、事務所内全ての検索を開始。 R1.5.26 17:00 当社事務所内を検索したが発見できず、責任者が紛失と判断。
③発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input checked="" type="checkbox"/> 漏えいのおそれ(■滅失 <input type="checkbox"/> 毀損) (注5)
④漏えい、滅失又は毀損した情報の内容	(注6) 顧客の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス 当該個人データは「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」第3条第2号規定の「イ」「ロ」に該当。視聴履歴なし
⑤漏えい、滅失又は毀損した情報に係る本人の数	約3千人 (注7)
⑥発生原因	持ち出し可能な外部記憶媒体へ個人データを保存していたが、その使用ルールが形骸化しており、記録簿への記入及び責任者の確認(押印)がなされていない状態であったこと



ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

例：電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、双方向サービスやテレビショッピングサービスの利用者等

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金又は代金を支払う者

例：NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払が求められる代金の支払を行う者等

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

例：プラットフォーム事業を行う者、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービスの提供事業者などの事業者が、放送の受信・視聴の提供、それに関する契約の締結、サービス提供のための登録を行わせるために行った勧誘の対象者等

※報告書からは上記の注の説明と(注1)～(注10)の表記を削除してください。